

# 放課後児童クラブのサービス拡充について

## 1 主旨及び経緯

放課後児童クラブのサービス向上を目的として、アンケート調査を実施したところ、利用時間の延長及び毎週土曜日の開所の要望がありました。

このアンケート結果を踏まえ、令和5年度から中町児童クラブにおいて、平日の利用時間の延長及び毎週土曜日の開所をすることとします。

## 2 拡充の内容

次の表のとおり、中町児童クラブのサービスを先行して拡充します。

項目	現 行（全児童クラブ）	拡 充（中町児童クラブ）
平日の利用時間の延長	午後6時まで	午後6時30分まで ※土曜日及び長期休暇期間は、現行どおり 午後6時まで
土曜日の開所	月1回程度土曜日開所	毎週土曜日開所

※中町以外の児童クラブを利用している児童は、所属クラブが開所していない土曜日に、中町児童クラブを利用することができます。（中町児童クラブへ保護者が送迎）

【参考】江田島市の児童クラブ

- 江田島第1児童クラブ ●江田島第2児童クラブ ●切串児童クラブ ●中町児童クラブ
- 高田児童クラブ ●鹿川児童クラブ ●三高児童クラブ ●大古児童クラブ ●柿浦児童クラブ

## 3 現行のサービスと保護者負担金

区 分	開所時間	保護者負担金額	備 考
平日	放課後～午後6時	月額3,000円 (8月は5,000円)	・土曜日開所は各児童クラブで月1回程度
土曜日	午前8時～午後6時		
長期休暇	午前8時～午後6時		

## 4 拡充するサービスと保護者負担金にプラスする金額

拡充するサービス	区分	開所時間	保護者負担金額にプラスする金額
平日の利用時間の延長	平日	放課後～午後6時30分 (30分延長)	月額500円 (中町児童クラブのみ)
毎週土曜日の開所	土曜日	午前8時～午後6時	月額500円

【備考】

- 保護者負担金の額の算定においては、申込み（変更を含む。）の区分に応じ、1月ごとに算定するものとする。
- 前項の区分を利用月の途中に変更する場合においては、変更前の額と変更後の額を比較し、いずれか高い額を適用する。
- 毎週土曜日開所の申込みをした場合、利用実績にかかわらず500円を徴収する。

## 5 今後の予定

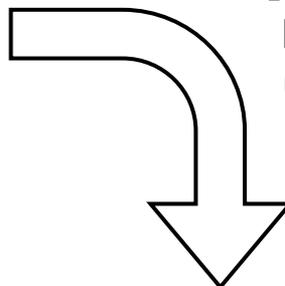
令和5年度の利用状況などを参考にして、令和6年度以降、中町以外の児童クラブについてもサービス拡充を検討します。

## 【利用例 1】中町以外の児童クラブに入会の場合

現 行	
月曜日～金曜日 (毎日開所) 放課後～午後 6 時	土曜日 (月 1 回程度開所) 午前 8 時～午後 6 時
保護者負担金 月額 3,000 円	

## 【拡充】

開所のない土曜日は、中町児童クラブで受入れ



## 【利用例 2】中町児童クラブに入会の場合

現 行		拡 充 (毎週土曜日開所)	
月曜日～金曜日 (毎日開所) 放課後～午後 6 時	土曜日 (月 1 回程度開所) 午前 8 時～午後 6 時	土曜日 (毎週開所) 午前 8 時～午後 6 時	
保護者負担金 月額 3,000 円		保護者負担金 月額 3,500 円 (+500 円)	
拡 充 (平日の開所時間の延長)		拡充 (平日の開所時間の延長と毎週土曜日開所)	
月曜日～金曜日 (毎日開所) 放課後～午後 6 時 30 分 (30 分延長)		月曜日～金曜日 放課後～午後 6 時 30 分 (30 分延長)	土曜日 (毎週開所) 午前 8 時～午後 6 時
保護者負担金 月額 3,500 円 (+500 円)		保護者負担金 月額 4,000 円 (+1,000 円)	

## 【入会申込みの例】

利用クラブ	利用区分	保護者負担金
中町以外の児童クラブ	<input type="checkbox"/> 月曜日～金曜日 (土曜日 1 回/月含む。)	3,000 円/月
	<input type="checkbox"/> 土曜日利用 (中町児童クラブへ保護者が送迎)	+500 円/月
中町児童クラブ	<input type="checkbox"/> 月曜日～金曜日 (土曜日 1 回/月含む。)	3,000 円/月
	<input type="checkbox"/> 平日延長 (30 分)	+500 円/月
	<input type="checkbox"/> 土曜日利用	+500 円/月